

名古屋市環境基本条例に基づく 大気環境目標値の見直しについて

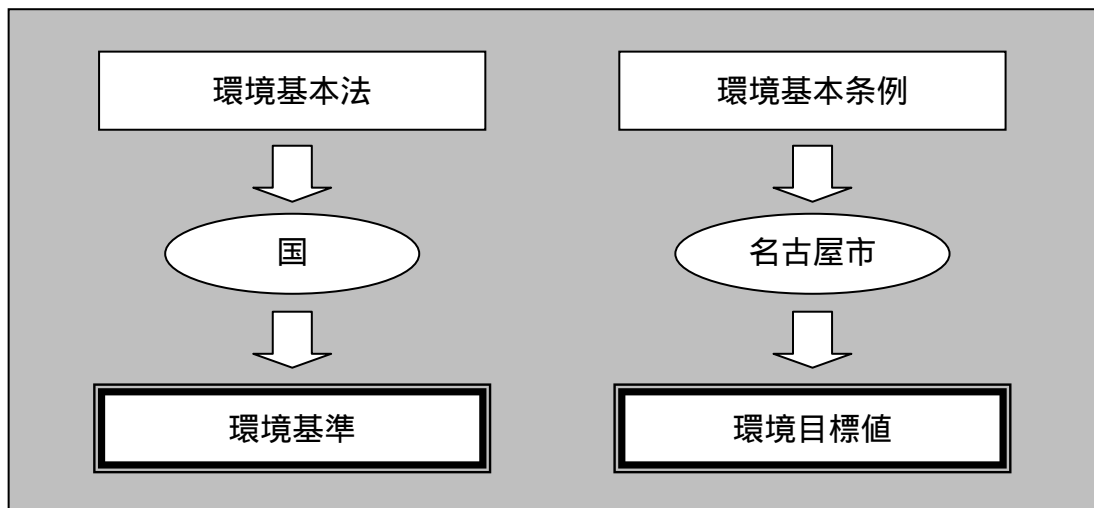
「環境目標値」とは

環境目標値は、市民が健康で快適に暮らせるよう、大気と水質の各項目について、汚染物質の濃度などの目標値を定めたもので、この目標を目指して市は様々な対策をとることになります。

「環境基準」との違いは

「環境基準」は、人の健康の保護及び生活環境の保全のうえで維持されることが望ましい基準であり、法律に基づき国が定めた全国的な基準です。

「環境目標値」は、条例に基づき市が定める基準であり、より地域の実情にあわせて設定することができます。



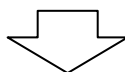
「環境目標値」を見直すときは

「環境目標値」を改定する場合には、条例に基づき、名古屋市環境審議会の意見を求めることとされています。

大気環境目標値の見直しに係る経緯

諮問(平成 15 年 10 月)

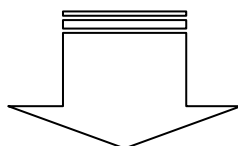
名古屋市環境基本条例に基づく環境目標値の設定について



現在の大気環境目標値(平成 17 年 7 月告示)

物質名	目 標 値	達成時期
二酸化窒素	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であること。	早期に達成するよう努める
浮遊粒子状物質	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20 mg/m ³ 以下であること。	達成し、維持するよう努める
光化学オキシダント	1 時間値が 0.06ppm 以下であること。	早期に達成するよう努める
ベンゼン	年平均値が 3 μ g / m ³ 以下であること。	達成し、維持するよう努める

- ・ 現行の設定から 10 年が経過
- ・ 微小粒子状物質 (P M2.5) の環境基準の設定 (平成 21 年)



「名古屋市環境基本条例に基づく大気環境目標値の見直しについて」諮問

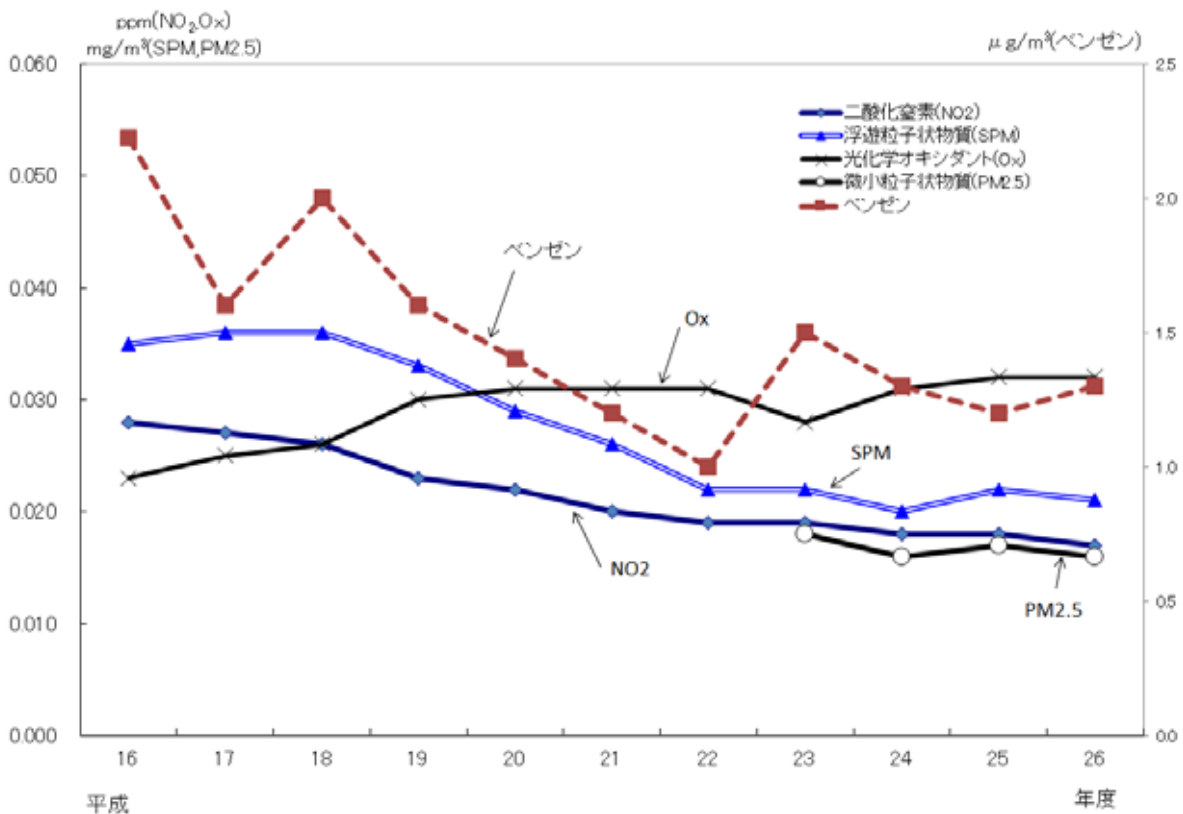
施策の実施状況等及び大気環境目標値達成状況の評価

今後の施策効果等を考慮した大気環境目標値の見直し

微小粒子状物質 (P M2.5) 対策

名古屋市の主な大気汚染物質の常時監視結果

物質名	平成 16 年度		平成 26 年度	
	環境目標値 の達成状況 (達成局数 / 測定局数)	年平均値	環境目標値 の達成状況 (達成局数 / 測定局数)	年平均値
二酸化窒素	3 / 29 (10%)	0.028 (ppm)	17 / 18 (94%)	0.017 (ppm)
浮遊粒子状物質	18 / 27 (67%)	0.035 (mg/m ³)	18 / 18 (100%)	0.021 (mg/m ³)
光化学 オキシダント	0 / 14 (0%)	0.023 (ppm)	0 / 14 (0%)	0.032 (ppm)
ベンゼン	4 / 4 (100%)	2.2 (μg/m ³)	5 / 5 (100%)	1.3 (μg/m ³)
微小粒子状物質	(平成 23 年度から測定)		(環境基準との比較) 3 / 17 (18%)	15.6 (μg/m ³)



経年変化(年平均値)

大気環境目標値部会スケジュール（予定）

